

会 議 要 旨

| | |
|----------|---|
| 会議名 | 令和5年度 第2回館山市都市計画審議会 |
| 開催日 | 令和5年11月14日(火) 14時30分～15時10分 |
| 開催場所 | 館山市役所本館 2階会議室 |
| 出席者 | 都市計画審議会委員 12名(うち代理者1名出席) 館山市 森正一館山市長 事務局 山川都市計画課長、中村下水道室長、他職員4名 |
| 公開・非公開の別 | <input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 <input type="checkbox"/> 非公開 |
| 傍聴者 | 0名 |
| 会議概要・結果等 | <p>■議 事 館山都市計画下水道の変更(館山市決定)について</p> <p>■その他 館山市用途地域指定基準(案)について</p> <p>■会議概要 ・会議及び議事録の公開・非公開の決定・・・公開 ・議事説明 ・質疑応答 ・採決 議事「館山都市計画下水道の変更(館山市決定)について」 全会一致で可決</p> <p>■主な質疑(議事) 質疑・応答なし</p> <p>■主な質疑(その他) 質問① 千葉県が策定した指定基準に基づき、館山市の基準を策定してるとのことであるが、具体的に県との違いは何か。 回答① 基本的には千葉県の基準から大きく変えている部分はないが、指定する事項等について館山市にそぐわない部分を削除するなど修正を加えている。また、今後、都市計画の見直しに応じて、指定基準を変更することも考えられる。</p> <p>質問② 千葉県の基準から館山市に必要な文言を削除した作り方をしているということに理解してよいのか。 回答② 主にはそのように策定している。また、千葉県の基準は古いものになっており、例えば「田園住居地域」の指定事項は千葉県の基準には無いが、館山市の基準では、今後必要に応じて新たに指定が可能になるようこの事項を追加している。</p> |

| | |
|--|--|
| | <p>質問③ 基準書の中で「定める。」、「定めることができる。」、「定めることが望ましい。」との表記があり、分かりにくいように思われるがどのように使い分けるのか。</p> <p>回答③ 「定めることが望ましい。」の表記は、場所によっては一概に定められない事情があり、検討を要することから「定めることが望ましい。」との表記になる。また、「定めることができる。」と「定める。」の表記の取り扱いについては後ほど確認する。</p> <p>質問④ 千葉県まちづくりビジョン等の策定後に、館山市や他市において市マスタープランの見直しを行うことになると、同時に用途地域の変更を行うことになるか。また、併せて今後の検討をお願いしたい。</p> <p>回答④ 千葉県都市づくりビジョンを骨格に県マスタープランを令和7年に策定予定と伺っている。館山市においても県マスタープランに基づき、市マスタープランの見直しを行うことが必要と考えているが、用途地域の見直しを同時期に行うかは未定である。まず、市マスタープランが優先になり、これに位置付けたうえで用途地域を指定する必要がある。</p> <p>質問⑤ 基準書の中の「不整形でないこと。」、「整形であること。」の表記について、意味の違いを教えてください。</p> <p>回答⑤ 不整形とは極端な形状であると思われる。通常、用途地域を指定する場合は、道路や河川で区切るようになるため、概ね整形になるものと考えている。</p> |
|--|--|